

松戸市教育委員会会議録

平成24年7月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成24年7月定例

開 会	平成24年7月5日 (木) 15時00分	閉 会	平成24年7月5日 (木) 16時25分	
署名委員	委員長 關 英 昭	委 員	八 田 賢 明	
出席委員 氏 名	委員長 關 英 昭	○	委 員 八 田 賢 明	○
	委員長職務代理者 川村 絹 慧	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 瀧 田 泰 子	○	教育長 山 根 恭 平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 24 年 7 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21	教育施設課長	森 擁雄
2	学校教育担当部長	遠藤 雅彦	22	〃 主幹	樋口 幸正
3	企画管理室長	平林 大介	23		
4	〃 専門監	高橋 昌之	24		
5	〃 室長補佐	岡野 衛	25		
6	〃 室長補佐	堀内 文江	26		
7	〃 主査	小宮 光生	27		
8	〃 主任主事	内藤 秀明	28		
9	〃 主任主事	藤中 孝一	29		
10	教育総務課長	池上 誠一	30		
11	〃 主査	萩原 弥生	31		
12	スポーツ課長	須佐 賢一	32		
13	〃 補佐	梶野 勝彦	33		
14	〃 主査	飯島 和彦	34		
15	戸定歴史館長	田岡 恵子	35		
16	〃 補佐	斉藤 洋一	36		
17	学務課長	泉 晴行	37		
18	〃 補佐	山本 正美	38		
19	指導主事	野澤 則之	39		
20	指導課長	相磯 克典	40		

平成24年7月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成24年7月5日(木) 午後3時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 報告第2号

臨時代理による処分の報告について

(松戸市教育委員会職員の人事について) (企画管理室)

② 議案第41号

松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

③ 議案第42号

松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

(スポーツ課)

④ 議案第43号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について

(スポーツ課)

(2) 報告等

① 松戸駅東口戸定歴史館通りから戸定みその坂手前までの歩道にモザイクを設置する案件について

(戸定歴史館)

② 戸定歴史館夏季展「坂川・江戸川 水景色」と「坂川献灯まつり」の連携について

(戸定歴史館)

③ 平成25年度 松戸市立松戸高等学校用教科用図書に関する採択の概要について

(学務課)

④ 松戸市立小金中学校科学部ロボカップジュニア世界大会の結果報告について

(指導課)

4 その他

◎傍聴の報告

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人に入場していただいでください。

(傍聴人入室)

委員長 定刻となりましたが、現在、瀧田委員がご都合により出席しておりません。後ほど到着する予定です。

委員長及び委員の過半数は出席しておりますので、地方教育行政の組織・運営に関する法律第13条の2の規定により本会議は成立いたします。

◎開 会

委員長 ただいまから平成24年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は報告議案1件、議案3件、報告4件となっております。

◎報告第2号

委員長 初めに、報告第2号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。
ご説明願います。

企画管理室長 報告第2号「臨時代理による処分の報告について」ご説明を申し上げます。

本件は、松戸市教育委員会職員の人事について、平成24年6月30日付け退職事例の発令に

伴い管理職員に欠員が生じたことから緊急を要すると認め、同年7月1日付けをもって後任者等の人事異動を行うため、教育長に対する事務委任規則の規定により臨時代理による処分を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

2ページをお開きください。2ページは、臨時代理による処分書でございます。

臨時代理による処分の理由は、平成24年7月1日付け人事異動のためでございます。具体的な人事異動の内容につきましては3ページをお願いいたします。

第2項の表、従前の欄に記載のとおり、保健体育課専門監兼学校給食担当室長の吉田敏夫が、平成24年6月30日付けをもって退職いたしましたことから、第1項の表記載のとおり、平成24年7月1日付けをもって保健体育課長加藤博之に学校給食担当室長事務取扱を、保健体育課長補佐菊地治秀に兼学校給食担当室長補佐をそれぞれ発令するという人事異動を行ったものでございます。

ご説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

報告第2号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。報告事項ですが、これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 せっかく議案でありますので確認です。これは結局、6月30日付けをもってお辞めになりました吉田室長の業務を分掌してお二人で受けたということのように見えるんですけども、学校給食の安全性について最近、大変市民の関心も高いですし、実際どのような検査をしていくかというようなことが、今いろいろと軌道に乗り始めたところだと思いますけれども、大変重要な場面であると思いますが、支障はないのでしょうか。また、そういった引き継ぎ等について特に補足することがあれば、この場で教えていただければありがたいと思いますが。

企画管理室専門監 今回、事務取扱となりました加藤課長につきましては、従前より保健体育課の課長職でございまして、今回の例えば放射能の関係等についても対策について、給食担当室と一体となって当然協議を行っておりますので、業務については熟知をされていらっしゃると思います。

加えまして、菊地補佐につきましても、昨年より保健体育課におりまして、放射能の関係も給食ではございませんが学校全体の担当をしたり、安全面でさまざまな任に当たっておりました。今回につきましては約2週間ぐらいの期間を同じ課におりましたので引き継ぎのた

めに前任の吉田と引き継ぎをし、ほかの課とも連携をする引き継ぎも今も行っておりますので、支障なく7月以降は業務が進んでいる状況でございます。

山田委員 ありがとうございます。発信される情報と、大変注目されておりますので、いろいろな協議をお願いします。

委員長 教育長のほうで何か補足していただくことはありますか。

教育長 特にはないんですが、今、専門監から申し上げたとおり、もともと課長のほうで統一的に事務を取り扱っていましたので、それほど支障はないかなと思っております。業務量全体の割当についても、臨時事務等が入っていますので、円滑に現在進んでいます。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょう、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、報告第2号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。報告第2号につきましては、ご承認いただけることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、報告第2号は承認されました。

◎議案第41号

委員長 次に、議案第41号「松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育総務課長 教育総務課長の池上と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の議案書の右上に議案第41号とございますページをごらんいただきたいと思います。議案は、「松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、松戸市教育委員会印及び松戸市教育委員会教育長印を新調するためでございます。

恐縮ですが、3枚おめくりをいただきまして、新調する公印ということで議案第41号参考資料2というページをごらんいただきたく存じます。下のページ、6ページでございます。

新調いたします公印は教育委員会印が大小の2つ、教育長印も大小の2つの計4つでござ

いまして、主に縦書きのものとなっております。

現在の公印はすべて横書きとなっておりますけれども、教育委員会では表彰状など縦書きの文書に公印を押すことが多くございます。表彰状などは縦書きのものがほとんどでありまして、あと、縦書きの文書には本来縦書きの公印を使用するというのが慣行ということでございます。

平成23年度の表彰状や一般の行政証書で縦書きのものは9,350件と、かなりの件数にのぼっております、行政で使用しております市長などの公印についても、従前から縦書きと横書きのものを併用しているということでございます。

公印を新調いたしますと、10年、20年と長期間にわたって使用できることも考え合わせまして、今回縦書きの公印を新調させていただきまして、今年の来月8月1日からその使用を開始したいと、このように考えてございますので、ご提案を申し上げた次第でございます。

ご説明は、以上でございます。ご承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第41号につきましては、ただいまご説明のとおりです。これより、質疑及び討論に入ります。

山田委員 古いものが摩滅したからかえるということではなくて、縦書き用の公印を新調されたというふうなことで、今ご説明を承りました。縦書きの文書に縦書きをということで、私も仕事柄、判こはいっぱい見ているんですけども、余り意識したことがないので大変勉強になりました。

形式的なことで、ここに費用をかけるべきかみたいな話がもしかしたら感じる方もいらっしゃるかと思いますが、ある意味、判こというのも文化の一環でございます、正しい使い方をしていくということは多少の費用を超えてやるべきだろうと思っておりますので、長く残る賞状等に、あるいは委嘱状とかに使われると思っておりますので、正しくお使いいただきたいというふうに思います。そこは感想です。

質問としては、教育委員会印と教育長印の使い分けを簡単に、もし説明できれば。

教育総務課長 根本は、印の使い分けは教育委員会組織と、それから教育長という職の役割と申しますか、そういったことになるわけでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という、通称地行組法などと申しておりますけれども、そういう法律でその辺のところは定まっておりますので、それに従いまして文書上の表示が教育委員会、あるいは教育

長ということで違いますので、それに応じて区分した判こを使うということでございます。

口幅ったいようで恐縮でございますが、こちらの教育委員会議は教育委員会の最高の意思決定機関でございますので、一番トップのレベルの意思決定をしていただくということでございます。その委員のお一人の教育長という職は、その事務方の長も兼ねるということでございますので、教育委員会がお認めになった範囲で日常の事務の執行を行うというような区別がございますので、それに応じまして使用する判こも違う、こういう理屈と申しますか、理屈建てになってございます。

山田委員 はい、わかりました。

委員長 確認させてください。4ページの一番下の欄に、松戸市教育委員会教育長職務代行者印というのがありますね。これは、具体的に言うとどういうものですか。

教育総務課長 重要な職でございますので、法律上、欠けたときとかというような表現をしておりますけれども、事務が行えなくなったような臨時的な場合に備えての対応するための印鑑ということでございます。通常は、使用することはございません。

委員長 今まで使用したケースはありますか。

教育総務課長 すみません、正確な記録は申しわけございません、今ちょっとございませんが、教育委員会については私の記憶ではございませんが、例えば市長職でありますと、選挙の期間に入った場合は副市長がその職務を代理するであるとか、そういったことの記憶はございます。

大変申しわけないんですけれども、教育長につきましては、ちょっと手元に資料がございません。

委員長 つまり教育長がやむを得ずその業務を執行できないときに、それに代わって代行して行うということで、こういう印が用意されてるわけですね。そうすると、事前にどなたがそれを行うということは決まっているんですか。

教育総務課長 はい、記憶で恐縮でございますが、本部長が。それ以外に、当然、先ほど申し上げましたように教育委員会議というのが一番上の最高の意思決定機関でございますので、そちらのほうでの合議と申しますか、意思決定による場合もあろうかとは存じますが、そのような定めはございます。

委員長 大体、組織の場合は代行者、あるいは教育委員会の場合には委員長職務代理者というのがあらかじめ決まっていますね。そういう意味で、教育長の職務代行者というのは、普段余り聞かないものですから、事前に決まっているのかなと思って聞いたわけです。

教育総務課長 主に、先ほど申し上げましたように選挙でありますとか、制度上、当然発生するということが予定されている場合がほとんどだと思っております。

委員長 もう一つお聞きしようと思ったのは、5ページの別表3とありますね。ここに廃止した公印の区分とありますが、これはどういうふうに理解したらいいんでしょう。

教育総務課長 ちょっと技術的な話になりますけれども、前段の別表3の上のところで「2の2」でありますとか、移動をかけておりますので、それに対応して公印の番号が動いているということで、極めて事務的な話でございますが。その公印に対して番号がございますが、それについては廃止した日から何年という定めをしているということでございます。

委員長 はい、わかりました。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第41号につきましてはこれで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第41号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第42号

委員長 次に、議案第42号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 議案第42号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

本件は、運動公園内各施設ほか5施設の指定管理者制度導入に当たり、規則中の用語を整備するためご提案いたすものでございます。

この規則につきましては、本年5月15日に開催されました教育委員会会議に議案として提案いたしました松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定に基づくものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。この新旧対照条文にございますように、条文の第13条及び第17条について、「指定施設」を「スポーツ施設」に改めさせていただきます。

6 ページをお開き願います。参考資料 2 の上段に松戸市スポーツ施設管理運営規則第 1 条の 2 行目、「次の各号に掲げる施設及び有料公園施設（以下「スポーツ施設」という。）」に記載されており、これによりスポーツ課所管の施設はすべてスポーツ施設として網羅されることによるものでございます。

4 ページをお開き願います。ここに記載の指定申請書及び次ページにございます選定結果通知書の様式につきましては、松戸市スポーツ施設管理運営規則第 12 条、指定管理者の指定の申請及び第 15 条、選定結果の通知の規定に基づくもので、あわせて文言を改めさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第 42 号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより、質疑及び討論に入ります。

山田委員 直接ではないんですが、ちょっと教えていただきたい。確認なんですけども、文言の整理ということで、この改正自体は大きな運営が変わるということではないというふうに理解をしています。で、いいですか。指定施設括弧云々というのをスポーツ施設というふうに呼ぶようにしたということに対応して、規則の条文を訂正するというふうに理解をしました。

6 ページのほうに参考の規則等の条文をつけていただいております。一番上にスポーツ施設管理運営規則ということで、スポーツ施設管理運営についてこれこれというのを 4 つスポーツ施設がここに列記されております。その下の条例施行規則と、今度はスポーツ施設条例施行規則の中に第 1 条で、東部スポーツパークとクリーンセンターと和名ヶ谷スポーツセンターという 3 つがあります。この 15 条のほうにはまた、さっきの運営規則で出てきた 4 つがある。これは結局、所管として今スポーツ課のほうで全部所管してるというふうに考えてよろしいのですか。ちょっとごめんなさい、今ひとつ記憶が定かでないので、教えていただきたい。

スポーツ課長 7 ページ、8 ページに一覧表がありますけれども、その下の側に有料施設ということでスポーツ施設の名称で右側に全部記載してございまして、有料公園施設として、次の 8 ページの表にあるように金ヶ作公園、松戸中央公園、栗ヶ沢公園という形になっております。

6 ページの下にあります、それ以外の施設として松戸市東部スポーツパーク、松戸市クリーンセンターという形になります。

山田委員 これはスポーツ施設条例の中の位置づけがちょっと違うということですかね。本市が設置するスポーツ施設、第2条では東部スポーツパークとクリーンセンターと新松戸プールと新松戸庭球場と小金原体育館。常盤平体育館はここには載っていませんということですか。

スポーツ課長 6ページの東部スポーツパークとクリーンセンターについては還元施設ということで、スポーツ課で所管してる施設につきましては、先ほど申しあげました7ページの有料施設、それと8ページにあります有料公園施設となっております。

山田委員 わかりました。私がお聞きしたかったのは、別表第1の有料施設というところと有料公園施設というところがスポーツ課が所管していて、それ以外は所管していないということですか。

スポーツ課長 はい。

山田委員 そうすると、ここに載っていない例えば東部とかクリーンセンターとかは、これはあっちですか、市長部局のほう。

スポーツ課長 環境のほうです。

山田委員 環境ね。

スポーツ課長 はい、環境担当部になります。

山田委員 要は、そのごみの、燃やすほうの。

スポーツ課長 還元施設ということでつくっております。

山田委員 これは、ホームページの利用等は一覧で出るんですか。教育委員会と向こうと違うんですか。予約とか。

スポーツ課長 ネットの予約システムは、同じです。だから、施設名で出せるような形になっています。

委員長 5月の定例委員会で関連する事項を議論しました。そこで、少しわかりにくいところがありましたので、もう少し資料を添付していただくとわかりやすいのでは、ということをお話しました。きょうは、それなりの資料を添付していただいたので、比較的参考となりました。ありがとうございました。

山田委員の質問にございましたが、要は現在の13条第1号の指定施設を、「スポーツ施設」に変更するというのがきょうの議案内容になります。

それに伴って別表等の表現も全部変わるということが審議の対象ですね。具体的には、山田委員が質問されたように、指定管理者の範囲が広がり、教育委員会が管理するものと市庁

部局が管理するもので完全に分かれ、それが明確にされるということですかね。

スポーツ課長 はい。

委員長 いかがでしょうか。

前回のここでの議論もありましたが、スポーツ施設については市の管理、教育委員会の管理から指定管理者に徐々に移行する傾向にある。それは合理化という面もあるでしょうが、瀧田委員がたしかいろいろとおっしゃってくださって、指定管理者制度で管理をお願いするのもいいけれども、市民の使用の便からすると、それがかえって不便になるとか、あるいは市民の体育の向上と社会教育の向上等にそれが役立たない、あるいははっきり逆行するようなことになるようでは困るので、その辺を加味した指定管理者ということを検討してほしいというご意見があったと思います。

そんな趣旨も踏まえてのことを、ここで確認したいと思います。よろしゅうございますか。

八田委員 あと1つ、質問したいです。

委員長 八田委員、どうぞ。

八田委員 8ページのところなんですけど、松戸市48万ですか、47万ですか、都市でありながら、野球場というのは運動公園で1カ所だけでしょうか。野球場と称するのは。

スポーツ課長 東部スポーツパークに、野球場が今1ヶ所あります。

八田委員 硬式野球はできますでしょうか。

スポーツ課長 硬式は、今の状況では無理だと。

八田委員 松戸市でやれるところがありますか。

スポーツ課長 松戸市でできるのは、現在、運動公園にある野球場も、正式な距離はとれておりませんが、ネット等がバックエンドのほうが高さ20メートルなんです。それを30メートルに上げれば硬式も可能は可能なんですけれども、ただし高野連のほうの甲子園の予選、夏の大会の予選には使えませんけれども、ほかの地区のブロック大会等については地区の運動公園の野球場を使用してやっております。

八田委員 今の説明でおおよその事がわかりましたが、松戸市規模の市であれば硬式野球ができるような所があってもいい、このごろそう思っております。高校野球がこんなに盛んになってきているのに、そういうような思いが少しいたしましたから、施設のことについても聞いてみました。ありがとうございました。わかりました。

委員長 八田委員の発言は、かなりおしかりを含んだご意見のような気がします。そういう意味では、硬式戦ができるような野球場を整備する、あるいはそれをこれから備えていくよう

な、そんな将来の計画はあるんですか。

スポーツ課長 硬式の野球場をつくるという話は、現市長もかなり硬式の野球場はどうすればできるんだということで、検討はいろいろ進めております。ただし、先立つものがどうしても必要になってまいりますので、その辺がうまくできれば可能かなとは思っております。

現在の場所では、ほかに新たに土地を求めるとことはちょっと不可能に近いと思えますので、今の施設を例えばネットの高さを高くする、あるいは、ナイターの電気の高さも低いので、それを上げるとか、外野の施設をいじるとか、そういったことで検討はしてきておりますけれども、ほかに土地を求めてというのは、今はちょっと難しいなと思っております。

委員長 わかりました。よろしいですか。

八田委員 わかりました。

委員長 ほかによろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第42号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第43号

委員長 次に、議案第43号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 それでは、続きまして議案第43号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」、ご説明いたします。

本件は、スポーツ推進委員が不足、欠員している地区に新委員を委嘱するためご提案いたすものでございます。

はじめに、常盤平地区から推薦がございました、櫻井孝子さんでございます。年齢は58歳で、指導できるスポーツはゴルフとのことでございます。

もう一人は、五香六実地区からの推薦がございました高橋勁一さん、年齢は67歳で、指導できるスポーツは野球とのことでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

これは、地区別の集計表となっております。今回ご承認いただければ、合計107名となります。表にございますように平均年齢は59.4歳でございます。常盤平地区では推薦依頼人数は16名ですので、あと3名、五香六実地区の推薦依頼人数は15名で、あと1名の枠がございます。なお、各地区より追加推薦があった場合は、随時委嘱をする予定でございます。

また、明第一地区で退任者が1名いらっしゃいますが、この方は53歳の男性の方でしたが、仕事の都合で土日が休めなくなったため退任となったものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第43号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 大変細かいことですが、2ページの推薦依頼人数がありますね。この依頼人数からいくと、本庁と馬橋がちゃんと人数分ありますが、明第二が14人のところを15名で1名多いですね。それから、矢切も5人のところ4名多いが、一応トータルして123人まで計算上認められてるということですね。少ないところはこれから補充していくと思いますが、多いところはどのように考えていますか。流動的ということでしょうか。

スポーツ課長 一つの日安ということで、本来からいえばこの定数に達しないところを優先に委員さんが入っていただければありがたいんですけども、この中で地区によっては、矢切でいえば総合型地域スポーツクラブができたりして、委員さんの数が増えてるというようなところもあるような現状になっております。

ただ、本来とすれば委員さん言われますように、この地区に応じた形の人数がそろえば一番適してることなんですけれども、今現在まで、正直、こういった地区によって差が出る状況になってます。

川村委員 それでは、今後、定数よりも多くなっていくということも許されるということですね。

スポーツ課長 スポーツ推進委員の日安は人口4,000人に1人というような割合では123名なんですけれども、それに達するまで、地区に多少の差があっても、理想は全体でやはり123名というのが形になっていきますので、その辺のズレはあるかなというふうには思っています。

川村委員 流動的であるということですね。

スポーツ課長 はい。

川村委員 わかりました。

山田委員 主にスポーツ推進委員の皆さんのご協力をいただく市内の大きなイベントというようにことだと、例えば七草マラソンなんかもお手伝いいただいているわけですね。

スポーツ課長 はい。

山田委員 そういったもので言うと、今度新任の例えば櫻井さんはゴルフが指導できるというようなお話がありましたけれども、実際はどういうふうな活動をされていくということになるのでしょうか。そういう大きな大会のお手伝い以外で、どういう活動を改めて教えていただきたいんです。

スポーツ課長 推進委員さんは各地区でスポーツ教室とか、市民運動会、それと各地区に応じたグランドゴルフ大会とか、地区ごとに、本庁であれば昨年3回、明地区では5回、明第二では7回、矢切では8回、合計で123回やっております。それは運営の手伝いを推進員の方にやってもらっています。それと矢切の総合型地域スポーツクラブもそうですけれども、小金原の総合型地域スポーツクラブもスポーツ推進委員の方が参加していただいて、ご指導も含めイベントのお手伝いとかをしていただいております。

山田委員 ここから意見というですけれども、多分そういうお手伝いとしての人数も計算されて、実際運営に携わっているのも、本当にご苦勞を自分の時間を削られてされていると思います。敬意を表する次第なんですけど、ぜひこういう方々の創意とかオリジナリティとか、そういうものが活かされるような役割が、なかなかやっぱりないのかもしれないなという気がしておりました。大変下支えをしていただいているという意味で、どういう形であれ、そういう、それぞれの喜びになるような、スポーツ推進委員としての誇りを持ち得るようなことのあるといいなというふうに思いました。

運営上、各地区に任せるということもかなりあると思いますし、自主性に応じてのことだと思います。よりよい方向に進化して行って、より多くの方が、またこういう穴を埋めて、たくさんの方が推進委員をやるといいなというふうに思いました。

委員長 ご意見として伺っておきます。要は、子どもたちの体育の向上、発展、推進、これをどのように実現するかですね。学校における体育教育だけではなくて、社会全体で請け負っていかうという方向に今、行きつつある。その際に、スポーツ推進委員の皆さんの協力が必要だし、この人たち自身のスポーツの能力を高めることもまた必要。それが、松戸市全体としてのスポーツの推進の向上に役立つという位置づけですね。

したがって、学校における体育の授業から、徐々に社会におけるスポーツ推進というように方向性をきちっと持つということ、これをやはり基本に置いておく必要があるだろうなど

思います。たびたびここでも言いますが、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」という、あの表現ですよね。スポーツ基本法で言ったあの表現をいつもかみしめる必要がある、繰り返して言う必要がある、そんな思いがします。

山田委員は、恐らくそんなことがあっておっしゃっているんだと思いますし、瀧田委員はうずうずしてますけれども、それはその辺の思いも共有していると思いますので、確認です。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第43号の件につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第43号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

◎報告等

委員長 次に、報告等です。

初めに、「松戸駅東口戸定歴史館通りから戸定みその坂手前までの歩道にモザイクを設置する案件について」であります。

ご説明願います。

戸定歴史館長 戸定歴史館でございます。よろしくお願いたします。

この度、松戸市の道路維持課が松戸駅東口戸定館通りから戸定館下のみその坂までの歩道を整備するというお話をお伺いして、その歩道の路盤材としてモザイクを入れるというお話を伺いました。表題の区間の歩道の5カ所ほどに入れるということだったんですけども、そのモザイクの意匠作成と申しますか、デザインを戸定歴史館が協力いたしまして、徳川昭武の陣羽織ですとか、双葉葵、1967年のパリ万国博覧会の会場の平面図などが取り入れられました。

松戸駅東口から戸定歴史館への道案内としての機能を果たしながら、戸定館所蔵品のPR機能も持たせました。

モザイク作成には、松戸シティガイドの皆さんにも協力していただいております。

この取り組みの様子は、7月6日、明日、NHKのほうから取材が参りまして、恐らく10

日ぐらいの放送になるかと思うんですけども、NHKの夕方のニュースで5～6分の特集番組として取り上げられる予定でございます。

一応、路盤材の一部でございますが、その写真でもお分かりかと思うんですけども、こちら葵の模様のブロックでございます。ほんの一部でございますけれども。

委員長 これは実物ですか。

戸定歴史館長 はい、実物です。葵の模様ですとか、千葉大園芸学部のフランス庭園の平面図の模様ですとか、それから、今埋まっているのが昭武さんの所有していた赤い陣羽織が1メートル以上ぐらいの大きさでもって今、歩道のほうに埋め込まれております。

工事のほうは5カ所あるんですけども、現在2カ所ほど済んでいまして、今3カ所目をやっております。4カ所、5カ所目のところをNHKさんのほうで取材していただけるということになります。

それと2番目の「戸定歴史館夏季展「坂川・江戸川 水景色」と「坂川献灯まつり」の連携について」でございます。

徳川昭武・慶喜が撮影した100年前の写真を展示するだけではなく、地域のまちづくりで活用してもらうために標記の連携を行います。

地域文化の成果である祭りと連携することにより、写真の持つ力を共有し、その現代における役割を探求するものでございます。

具体的な内容といたしましては、双方でそれぞれの行事のPRを行うということで、市といたしましては広報活動、あるいはホームページになりますけれども、献灯まつりの実行委員会のほうではチラシのほうで3万枚、それとポスターが300枚作成される予定でございます。

それと、戸定アートプロジェクトで8月9日に実施されますコンサートを今予定しているんですけども、戸定邸のほうで第1回目の演奏を行った後に、第2回目ということで松戸神社の神楽殿をお借りしまして、サキソホンとギターの奉納演奏を行います。

3つ目といたしまして、献灯まつりの会場で使う箱あんどんに戸定歴史館所蔵のお写真をクリップさせていただきまして、会場内に設置していただけるということでございます。

4つ目といたしまして、松龍寺境内に配置いたします竹あんどんに戸定歴史館公園内の竹を使ってもらいまして、あんどんの上部を飾ります和紙に装飾を行っていただくワークショップを戸定歴史館主催でもって行います。これは、アートスポットのほうで中学生を対象に行う予定でございます。

最後に、戸定歴史館と坂川をつなぐ陣屋口ずい道に案内サインですとかガイドマップ、献灯まつりのポスターなどを掲示する予定でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

報告等の①・②についてご報告いただきました。ご質問があればお伺いしたいと思います。

山田委員 この歩道のほうのモザイクについてちょっとお聞きしたいんですけども、工事が始まったときからちよくちよく見てまして、これは、それぞれの歩道をここできれいになって、恐らく車道側もそのうち舗装し直すんですね。これは市の事業だと思んですが、恐らく経費もかかってなさると思うんですけども、これは、それぞれが例えば下水道工事とかが入ってくるんですね。これは、よくきれいにした途端、ばあっとまたカッターで切っちゃうことがあるんですよ。その駅の真ん中の一方通行の通りも一時期きれいにしたら、しょうがないんでしょうけれども、きれいにした途端、また工事が入ったりした。あららと思った。こういうところは、例えば外して、一歩ずつまた復元するというような縛りがかかっているんですか。

戸定歴史館長補佐 道路維持課のほうに私のほうからも打ち合わせの段階で同趣旨の質問をいたしました。そして、まず道路維持課のほうとしましては、もちろんそういったことで非常に手の込んだモザイクということですので、それは必ずもとどおりに戻してもらおうと。

それから、もう一つ、直接このモザイクをデザイン制作をした業者の方、この方にも、そういうことは大丈夫ですかということで、そういう歩道の路盤材でございますので、当然そういう何かを埋めるために撤去する、そういうことも考慮した設計をしているというお話でございました。

山田委員 要は、外してまた復元をすると。

戸定歴史館長補佐 はい。復元は必ずできると。

山田委員 必ずできると。

戸定歴史館長補佐 はい。これは結局、モザイクの例えば石なんかで、これは数百年もつようなものの素材でつくってもらっていますので、基本的にはそういうスパンで物事を考えて制作をしているという、そういうお話でした。

山田委員 そうしたら、個人の方が工事をする際は、それは個人の費用負担でその復旧をしてもらうと。

戸定歴史館長補佐 もちろん、そういうことになると思います。

山田委員 いうことになる。それは、きょうも何かはめ込みやっていますけれども、その業者さんが恐らくやることになるんですか。

戸定歴史館長補佐 そこは恐らく、結局はそういうふうになるんじゃないかなと思うんですけども、基本的にこの工事の担当課が道路維持課ですので、ちょっとそこまでの。私が質問した内容についてはお答えできるんですけども、そこに関してはちょっと確認してみないと、明確にはまだお答えできない。

山田委員 戸定館を訪れる方は結構多くて、うちもちょうど向かい側がうちの職場なんでよく見る。年配の方々、若い方がよく歩いていかれる、顔になる、誘導力に多分なると思うので、せっかくのことだから、ないがしろにならないように、ここは戸定館だけの問題じゃないというのはよくわかると思うんですけども、保全されますように、よく打ち合わせをして、ご案内いただいて、かつ、それがまた工事の費用が個人の負担で例えば動かしたり、普通にアスファルトでやっちゃえば簡単なものが、そうじゃないということになったことによって、その費用負担の問題等が何か起きそうな気がするなと思いながら、ちょっとお聞きをしていました。道路管理課ですか。

戸定歴史館長補佐 維持課です。

山田委員 道路維持課のほうでは、ある程度の目安があってやってることだと思いますけれども、目算があってのことだと思いますが、ぜひよろしく連携をして。

瀧田委員 これはとてもきれいなモザイク、工事するのが楽しみだとは思いますが、具体的には、どこからどこまでの距離に設置するのでしょうか。それから、これが当然、誘導標識の役割をするものなら駅のほうまで続いていると思われませんが、道順がわからないので、どこからどこという連携があれば、お知らせいただきたいと思います。

戸定歴史館長 このモザイクを埋め込む場所は、戸定歴史館の下の信号がございますね。まずあそこのあたり、この写真に載っているところがまずそこ、1カ所です。

瀧田委員 信号下ですね。

戸定歴史館長 そうです、戸定歴史館の下のあの交差点ですね。あそこにまず1カ所と、それからローソンをご存じですか、駅のローソンの向かい側に。

瀧田委員 中央通りですね。

戸定歴史館長 はい、あの道ですね。1カ所と、それから、その先の信号を渡ったところに1カ所。それと、もう一つが、もう一つ先の信号の角に1カ所。それと、その信号を戸定から

行って2つ目の信号を左に曲がったところに1カ所。計5カ所です。

瀧田委員 1ヶ所の大きさは、どのくらいのものですか。

戸定歴史館長 4メートルぐらいです。

瀧田委員 4メートルぐらいの、かなり大きなものですね。

戸定歴史館長 そうですね。

瀧田委員 そうすると、当然、個人的工事のときはどうするんだとかという問題は出てくると
思うんですが、せっかくだったら駅のほうからの関連性があるようにしていただきたいかった
など、つくづく思います。やはり一つの道の流れの中で戸定邸にどう道路が考えるか。道路
というのは独立した道じゃなくて、順路とか標識とかの役割を道路につくれなかったんでし
ょうか。それとも、経済的なことだけですか。

戸定歴史館長 今回これを埋めることになったのは、そもそもモザイクをここに施するという
お話を伺ったときに、それでは戸定歴史館と何か関係のあるモザイクの絵柄でもってできな
いかなというのが始まりなんです。ですから、そもそもここにそういったモザイクをする
という予定であったようなんです。

そこまでの区間は、まだ道路整備、歩道整備ができてませんでしたからやってるんですけ
れども、そこから駅までのところは、既に道路整備が済んでいるんですね。歩道の整備がで
すね。そのときには、モザイクを入れるような案がなかったみたいなので、普通の歩道にな
ってます。

瀧田委員 要するに、バリアフリーという事業の延長でということであんなったということ
ですね。

戸定歴史館長 はい。希望的には駅からずつつながるように何年かかけてでも、そのモザイ
クでもってご案内できるようにしたらいいなとは思いますが、

山田委員 いいなですか。

戸定歴史館長 はい。

瀧田委員 それがやっぱり文化的に未完成な気がします。一つづつが細切れに存在して、それ
は無駄のような気がします。さもないと、戸定邸の前にどんとあるならいいけれども、ち
よっと延びているわけでしょう。それは中途半端で、山田先生のうちの前もたしか……。

山田委員 そうそう、うちの向かい側なんです。うちの前だったんです。

瀧田委員 計画性が感じられませんね。戸定邸というのは社会教育の大切な場ですよ。社会
教育として市民の享受するのは非常に少なくなっている中で、ある意味ぜいたくというか、

ゆとりのあるとり組みと言わざるを得ませんが、やっぱり市民が喜ぶ、すばらしいと誇れるようなものにしていただきたかった。

説明いただかないとデザインがわからないということもありますから、そういうものの標識というのは、それはつくるんですか。

戸定歴史館長 はい、何か説明をしないとこれについてはわからないですから、その辺は考えております。

瀧田委員 そうですね。やっぱり市民が自分たちのものとして誇れるというか、そこまでいなくても、それが一つのメッセージになるようなものでなかったら、ただやっても、もったいないなど、私個人が思っていて、きびしい見方で申しわけございません。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

報告等②は写真展と坂川の献灯まつりに関する企画になります。なかなかいろんなことをやっていたと思いますが、松龍寺とはどの辺にあるんですか。

山田委員 松戸神社の先ですね。

戸定歴史館長 小山寄りですね。

山田委員 松戸神社の駅から離れた通り、坂川沿い。

委員長 そこは仄聞するところ、坂川の桜まつりを兼ねているようなところになりますか。

戸定歴史館長 はい、お祭りの会場は、河津桜のお祭りの会場と同じですね。

委員長 そうですか。ご報告いただいたわけですが、よろしゅうございますか。

山田委員 ちょっと確認ですけれども、予算の話なんですけれども、これは道路のほうの予算でやってるのであって、教育委員会の予算じゃないわけですね。

戸定歴史館長 じゃないです、はい。

山田委員 協力をしてるというだけですね。

戸定歴史館長 そうなんですね。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、報告等の3番目にいきますが、「平成25年度 松戸市立松戸高等学校用教科用図書に関する採択の概要について」であります。

ご説明いただけますか。

学務課長 学務課でございます。よろしく申し上げます。

私のほうからは、「平成25年度 松戸市立松戸高等学校用教科用図書に関する採択の概要

について」ご説明申し上げます。

市立松戸高等学校で平成25年度に使用する教科書の採択を、次回8月の定例教育委員会会議におきまして議案として上程する予定でございます。

後日、教科書編集趣意書等の資料を配付させていただきますので、あらかじめお目通しいただきますようお願いいたします。

なお、実物の教科書につきましては、次回の教育委員会会議席上にて展示させていただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

あらかじめ何かお聞きしたいことはございますか。

瀧田委員 今度8月のときに資料が来て、それで検討するようになるんだと思います。特に大きく変わるということというのは、ある程度問題になってるということはないんでしょうか。

学務課長 その趣意書につきまして、事前にこの後お配りいたしますので、今現在、特にございません。教育課程が25年度から完全実施になりますので、幾つかの教科書は、また変更もございますので。

川村委員 昨年度も見せていただきました。来年度は新学習指導要領の完全実施にはいますので、その辺のところをはっきりさせていただき、次のとき出していただけますか。

学務課長 はい、承知いたしました。

川村委員 お願いいたします。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 8月の定例教育委員会会議の日程については、後でまたお示しします。

ありがとうございました。

学務課長 ありがとうございます。

委員長 報告等、第4番目になります。「松戸市立小金中学校科学部ロボカップジュニア世界大会の結果報告について」であります。

ご報告願います。

指導課長 指導課でございます。よろしくお願いいたします。

小金中学校科学部が、6月18日から25日までメキシコで開催されましたロボカップジュニア世界大会に出場いたしました。お手元のA3判のカラーの資料をごらんください。その結

果をご報告いたします。

小金中学校科学部は、この大会のダンス部門に参加いたしました。世界各国から21チームがエントリーしまして、6月20日、21日と予選が行われました。

右上の写真をごらんください。それが予選のときの様子でございます。日本の学校生活の紹介というテーマで、世界大会に臨みました。ですので、剣道の様子や水泳の様子を取り入れておりますので、日本の国内大会に、工夫を加えて大会に臨んでおります。

残念ながら、決勝進出の9チームには残れなかったものの、特別賞が8部門ございますが、そのうちのベストユージングセンサー賞を受賞いたしました。これは、センサーへのプログラミングが優れていたという賞でございまして、その受賞の様子は左上の大きな写真でございます。

また、予選後の6月22日、23日には、参加した各国21チームが7チームに分かれまして、小金中はイスラエルとポルトガルチームと3カ国合同で演技という貴重な体験をしてみまして、6月25日に帰国しました。

この合同演技の様子は一番左下の写真です。各国のロボットを共同で使って演技してみました。

過日、6月定例議会の最終日に議会で報告させていただきました。その折、生徒の代表が来ましたので、どうだった、感想はと私が聞きましたところ、特別賞がいただけるとてもうれしかったという感想と、やはり英語でのコミュニケーションが大変だったという、中学生ですので、初めはやりとりがうまくいわずに意図が伝わらなかった。結論を先に言って、理由を後から言うという、その英語流の言い回しにだんだん慣れていって、コミュニケーションがとれるようになってきたという報告を受けました。

今でもその時、合同チームでやったポルトガルの友達と英語でメールのやりとりをしているということも言うておりました。外国での大変有意義な体験ができたということでございます。

教育委員の先生方には、さまざまな面でご指導、ご支援をいただき本当にありがとうございました。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。

いずれ小金中は、帰国報告会をやる予定ですか。

指導課長 今、林間と修学旅行が立て続けに入っております、その調整にもう少々お時間をい

ただきたいということを学校が申しております。報告会の計画をしてるとのことです。

委員長 壮行会のときに、帰国しましたら帰国報告会やりたいとおっしゃってました。

指導課長 今週末から3年生が修学旅行に出かけますので、それが終わらないとやはり動きがとれないということ。

山田委員 これは結局、何歳までの方が出る部門ですか。

指導課長 この部門は高校生までです。

山田委員 高校生まで、18歳。日本から、ほか2チーム出るのがどういった状況だと。

指導課長 もう1チームが、長岡は決勝に残ったようです。それが今ホームページではまだアップされてませんで、長岡は残ったけれども特別賞は受賞しなかったという情報が入ってきています。優勝したのは、中国のチームと聞いております。

山田委員 結局、何泊、何日で行っていますか。

指導課長 18日に出国しまして、25日に帰国しました。

委員長 どなたも故障、あるいは病気等はないということですね。

指導課長 少し体調を崩した、疲れとかで、そういう子どもはいたようです。

委員長 それと、一緒に行った先生方も。

指導課長 教員も大分くたびれて、少し向こうで体調を崩したようです。帰りは17時間かかったようです。

委員長 お疲れさまでした。

山田委員 英語の、相手とコミュニケーションをとる、そのハードルを何とか越えたというのは、素晴らしいことですね。

委員長 そうですね。そういう実践の場があるということが大事なんですよ。小金中の皆さんは、自分でそのチャンスをつかんだわけですからね。ほかの中学校にも刺激になってくれるといいですね。

ありがとうございました。

◎その他

委員長 報告等は終わりにしまして、その他に移ります。

やはり報告ですが、事務局より、松戸市における放射能対策についてご報告があります。

教育施設課長 教育施設課の森と申します。よろしく申し上げます。

松戸市立小中学校、高等学校放射能除染対策実施状況についてご説明いたします。

実施状況の前に、まず方針、それから目標、除染作業の流れについて簡単にご説明いたします。

方針といたしまして、学校施設の除染等の措置は、松戸市除染実施計画に基づいて行っております。対象校といたしまして、小学校44校、中学校20校、市立高校1校、廃校4校。目標といたしまして、小学校につきましては、敷地内すべての空間放射線量が地表面から50センチの高さで毎時0.23マイクロシーベルト未満にいたします。中学校、高等学校、廃校につきましては、地表面から100センチの高さで、毎時0.23マイクロシーベルト未満にいたします。なお、砂場につきましては、地表面から5センチの高さで毎時0.23マイクロシーベルト未満にいたします。

作業の流れといたしまして、小学校、中学校、高等学校、廃校の順で行っていきませんが、松戸市全体を12ブロックに分けて、12業者で行っております。したがって、ブロックごとの状況で小学校が早く終わっているところは中学校も行っているところもございます。さらに目標として、校庭内を8月までを目途に除染対策を行っております。

実施状況ですが、表の丸印につきましては6月末現在で完了いたしております。

右下の太い枠の線で、内訳といたしまして、小学校が44校中37校が完了しております。中学校につきましては20校中5校、高校はまだ行っておりません。廃校については4校中2校行っております。

なお、8月いっぱい校庭を終わらせて、その後は校舎周りや屋上、屋根等の学校施設を今年度中に0.23マイクロシーベルト以下にいたす予定であります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何かご質問ございますか。

山田委員 この丸がついていないところは、要はまだその対応が終わっていないところ。丸ついているところは、その校庭については終わったということですか。

教育施設課長 はい、そうです。

山田委員 これは、実際には天地返しをしたかどうかということではないわけですね。

教育施設課長 0.23マイクロシーベルト以上の地点、要するに10メートルのメッシュを切って計測してるんですけども、0.23マイクロシーベルト以上のところにつきましては、天地返しをしております。

0.23よりも低いところは、それだけだと校庭がでこぼこになって、雨等が降ると、またさらにたまってしまうということで、校庭整備の一環として地表を岩瀬砂等でならして、勾配をつけて作業を実施しております。

山田委員 今おっしゃったように、校舎周りはまだだということで、例えば丸がついているところも、雨樋の下がどうかとか、花壇の隅っこがどうかとか、そういった意味ではまだのところは多いわけですね。

教育施設課長 校庭につきましては、主にグラウンドですから、今後そういう校舎周りとか、そういうところはまだ別として、ほとんど影響はないと思います。

ただ、今年度いっぱい全部0.23マイクロシーベルト以下にしますので、除染後もさらに計測いたしまして、また高くなったところは再度行う予定であります。

委員長 要は校庭は体育の授業等で使用するの、あるいは子どもたちが遊ぶ場として使用するから、そこは安全にしましょうという趣旨ですね。

教育施設課長 そうです。

委員長 努力していただいて、ここまできました。我々としても本当にそれを願っていましたが、とてもよかったと思いますね。今後の技術革新次第では、こういう除染も今までとは違って、もっと楽にできるようになるといいですね。例えば、ミキシングしなくて、食品をその塊のまま調べる機械が既にできていますね。そういう意味で、土地の除染についても今、研究の段階ではかなりの低コストで、しかも大量にできる、早くできるという技術が少しずつ開発されていますね。

そういう意味では、徐々に徐々に、恐らく学校施設等で使うところ、生活の範囲として使用するところは、見込みとしては大分明るくなってきたような気がしました。。それを科学者に期待したいですね。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ほかに何か、委員の皆さん、ございますか。

山田委員 通学路に関しては、教育委員会としては何らかの動きは。公園とかは市長部局の公園課か何かのほうでそれぞれやっていたり、あるいは表示の、掲示の看板が出てたりしてますけれども。

企画管理室長 通学路につきましては、すべての通学路というわけにはいきませんが、前回、たしか直近では2月だったと思うんですけども、測定をして、ホームページにア

ップしてございます。また今年度、教育委員会内に通学路における放射線量の測定に関する関係課長会議を設置し、数回の会議を開いております。そこで梅雨明け、雨が降ってしまいますと、また水道なんかで、高いところ、低いところ変化が出てしまいますので、梅雨明けを待って測定を開始したいと思っております。また、高いところについては今後対応策を講じていくということでございます。

山田委員 公用地とか、道路。

企画管理室長 そうです。

山田委員 私有地はしょうがないですね。

企画管理室長 通学路です。

委員長 つまり、測定もし、除染もするという理解でいいですか。

企画管理室長 高いところにつきましては、今後対応策を講じていくということです。

山田委員 それは、教育委員会のほうでハンドリングできるんですか、それともどちらですか、道路課。

企画管理室長 測定は教育委員会で行ないます。

山田委員 除染作業自体は向こう。

企画管理室長 道路維持課ではお願いをすれば側溝清掃をするという形で協力は得られることになっています。清掃ですね、清掃をするという形です。

山田委員 清掃した泥を、どこへ持っていくかですよ。

川村委員 この実施状況を見ていきますと、かなり進んでいると思います。一番感心させられたのは、保健体育課と学校施設課が各学校の校長先生と面談しながら、高いところを優先しながら取り組んでこられたことです。非常によかったと思っております。今後も、ぜひお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

委員長 最後に小樽での我々教育委員会委員の研修会について、川村委員、簡単にご報告をお願いします。

川村委員 それでは、小樽市の教育委員会と松戸市の教育委員会委員との意見交換会についてご報告致します。自費で5名参加しました。大変有意義な会でした。事前に企画管理室の堀内さんが、松戸の資料等を送って下さっていたので助かりました。小樽市の教育活動について担当者が説明して下さいました。小樽市の教育委員長からは、昔は漁業の町として非常に盛んでしたが、今は衰退して商業観光都市としての発展を考えています。大正時

代の建物がたくさんあるので、子どもたちはそれをいかしながら、どうこれからの教育をしていったらよいのか。述べられました。

私たちの方からは、關委員長が松戸の取り組んでいることについて説明して下さいました。その中でも学校の統廃合のことについてはかなり関心を持っていました。小樽市も少子化にともなって統廃合しなければならない状況にありました。最初の頃は小学校27校、中学校14校だったが、平成36年度までには小学校13校、中学校8校に統廃合していく予定だそうです。その苦労話を伺いました。その中で滝田委員さんからは統廃合されると非常に遠い所から子どもたちが通って来るようになるが、その取り組みはどうか。という質問がでました。それについてはスクールバスなどで送迎出来るような体制で進めているということでした。

私の方からは、文科省の認定を受けた教育課程特例校としての言語活用科についてリフレットとDVDを使いながら説明しました。松戸の実践のすばらしさに驚いていました。松戸の実践を参考にしながら自分たちも出来るところから導入していきたいというお話がありました。

それから武道の件について、北海道の場合は、柔道をやっている方々が多いので外部指導者を活用して、柔道中心のカリキュラムを作って進めているそうです。松戸の場合は、剣道を中心に安全面・道具の活用について検討し、カリキュラムづくりに取り組んでいることを説明しました。私の方からは、現場の体育教師と外部指導者とのかかわりについて質問しました。難しい問題を抱えていてこれからの課題であるというお話を頂きました。

むこうの方も小樽の教育について大変熱っぽく語ってくれました。私たちもそういう意見交換の中で学ぶこともたくさんありました。有意義な研修ができました。資料も頂いてきましたので、関係する課に資料を提示していきたいと思っています。

以上です。

委員長 八田委員の事前準備のお蔭で、有意義な研修会・意見交換会ができましたので、ご報告いたします。

そのほかに何かございますか。

なければ、事務局、次回の教育委員会会議の日程をお願いします。

企画管理室長 平成24年8月定例会でございますが、平成24年7月26日の木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。

次回、教育委員会会議は、平成24年7月26日木曜日、午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成24年7月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時25分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員